

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年3月20日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

25千総総第1205号

平成26年3月17日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第8号、平成25年度監査報告第1号、平成25年度監査報告第2号、平成25年度監査報告第9号及び平成25年度監査報告第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 契約事務</p> <p>イ 園芸作物等の売払いに係る契約事務を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>契約規則第 22 条によると、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めるものとされている。また、第 23 条によると、随意契約に付そうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約内容により 2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認められたときは、この限りでないとしている。さらに、第 25 条によると、随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、契約代金の受領の時期及び方法を記載した契約書を作成して、契約を締結するものとされている。</p> <p>しかしながら、園芸作物の売払い、廃用牛及び雄子牛の売払いについては随意契約により行っていたが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 市況や生産物の状況を勘案し、価格を決定することとしていたが、価格の決定について決裁を経えていなかったもの（園芸作物）</p> <p>(イ) 市場で売却した価格から運送費等諸経費を控除した額を売払価格とすることとして、事前に予定価格の決定や見積書の徴収などの契約手続きを行っていなかったもの（園芸作物、廃用牛及び雄子牛）</p> <p>(ウ) 規則の定める契約手続きを一切行っていないもの（園芸作物）</p> <p>園芸作物等の売払いに係る契約事務については、規則に基づき適正に行われた。</p>	<p>園芸作物等の売払いに係る契約事務については、下記のとおり適正に実施している。</p> <p>(ア) 園芸作物について</p> <p>市場で売却していた園芸作物については、事業の見直しを行った結果、平成 23 年度から売却を取りやめた。</p> <p>また、市場以外で売却していた園芸作物については、平成 23 年 10 月 26 日付けで園芸生産物売買契約を締結するとともに、同年 11 月から価格の決定について物品管理者の決裁を受けている。</p> <p>(イ) 廃用牛及び雄子牛について</p> <p>平成 24 年 11 月 21 日付けで「乳牛育成牧場雄子牛・廃用牛販売業務委託契約（単価契約）」を締結し、市場で売却した価格と運送費等諸経費について、歳入と歳出の区分を明らかにするよう契約方法を改めた。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 契約事務</p> <p>イ 賃貸借物件の管理を適正に行うべきもの (保健福祉局)</p> <p>情報システム関連機器等の賃貸借に係る賃貸借契約書によると、市が賃借する物件は、仕様書に記載するものとされている。</p> <p>しかしながら、一部の契約については、仕様書に物件の基本性能等は記載されているものの、賃貸借の対象となる物件が具体的に記載されていないものが見受けられた。</p> <p>賃貸借物件の管理については、適正に行われたい。</p>	<p>情報システム関連機器等に係る賃貸借物件については、平成25年度から、賃貸借の対象となる物件を具体的に記載した機器明細書を契約書に添付するなど適正な管理を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 納入の通知を適正に行うべきもの（教育委員会）</p> <p>予算会計規則第30条によると、随時の収入については、納入通知書兼領収書により納期限の15日前までに納入義務者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、生涯学習センターにおける厨房等貸付料において、納期限の15日前までに納入義務者に通知していないものが見受けられた。</p> <p>納入の通知については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>生涯学習センターにおける厨房等貸付料の納入の通知については、平成25年11月26日に所属長から職員に対し、予算会計規則に基づき適正に行うよう周知徹底し、同年12月支払分から、納入義務者に対し、納期限の15日前までに納入通知書兼領収書により通知を行っている。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 人的役務の提供を伴う長期継続契約に係る適正な履行の確保を図るべきもの（建設局）</p> <p>「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成20年12月19日付け財政部長通知）によると、長期継続契約の対象となる人的役務の契約に当たっては、長期にわたる適正な人的役務の履行を確保するため、業務計画書、業務報告書等に基づき、定期的に履行状況を確認し、改善を図っていくこととされている。</p> <p>しかしながら、自転車等駐車対策業務委託については、仕様書において、自転車駐車場登録者数の増加等に関し具体的な努力目標が設定されているが、目標の達成に向けた年間計画を定めていない業務実施計画書の提出を受けていた。また、目標の達成状況が記載された業務報告書の提出を受けているが、それに基づく十分な指導が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>人的役務の提供を伴う長期継続契約については、業務の履行状況を適切にモニタリングし、その結果を次年度の業務実施計画書に反映させるなど、適正な履行の確保を図られたい。</p>	<p>自転車等駐車対策業務委託については、平成25年11月に、目標の達成に向けた年間計画を定めた変更業務実施計画書の提出を受けた。</p> <p>今後は業務報告書に基づき、目標達成に向けた十分な指導を行うとともに、業務の履行状況を適切にモニタリングし、その結果を次年度の業務実施計画書に反映させるなど、適正な履行の確保を図っていく。</p>